

法務省

《法務省》

表 10-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成23年8月26日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成23年度から25年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につき、その事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象を選定して行う。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討する。 予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用する。 このような取組により、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるように努めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付ける。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画（平成24年3月12日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：4施策 ○ 実績評価：7施策 2 成果重視事業 ○ 総合評価：4施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分さ	該当する政策なし

	れるもの)	
--	-------	--

表 10-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：5件 〔表10-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	5 評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 概算要求に反映 5	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：8件 (成果重視事業1件含む) 〔表10-3-イ〕 {実績評価方式：9件} (成果重視事業2件含む) 〔表10-3-ウ、エ〕	そのまま継続が妥当	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 7 機構・定員要求に反映 2 機構要求に反映 1 定員要求に反映 1
				2	2 既に事業が終了しているため、概算要求等を行わないが、得られた成果を今後の取組に活用する
				2	2 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 2
				1	1 所期の成果を得ることができた 今後と同様の結果が得られるよう努める
				1	1
				1	1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 10-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の5事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成23年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究）
2	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究）
	[VII-14-(2)]
3	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事）
4	施設の整備（山形法務総合庁舎新営工事）
5	施設の整備（国際法務総合センター（仮称）整備事業）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び1つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
2	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	引き続き推進
3	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
4	医療観察対象者の社会復帰	引き続き推進
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	引き続き推進
6	債権管理回収業の審査監督	引き続き推進
7	法務行政における国際協力の推進	引き続き推進
8	地図管理業務・システムの最適化事業（成果重視事業）	—

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び2つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表 10-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	法教育の推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営
3	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
4	保護観察対象者等の改善更生
5	医療観察対象者の社会復帰
6	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
7	法務行政における国際協力の推進

(注) 平成24年8月に公表予定。

表 10-3-エ 実績評価方式により事後評価中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
	〔Ⅲ-9-(1)〕
1	登記情報システム再構築事業
	〔Ⅴ-12-(1)〕
2	出入国管理業務の業務・システムの最適化

(注) 1 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
2 No.1は平成24年8月、No.2は26年8月に公表予定。

- (3) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
総合評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、2施策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	人権の擁護	引き続き推進
2	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表10-4-(3)参照。

- (4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
総合評価方式を用いて、「平成23年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の4施策を対象として評価を実施中。

表 10-3-カ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	人権の擁護
3	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理
4	出入国の公正な管理

(注) No.1は平成27年8月、No.2～3は24年8月、No.4は25年8月に公表予定。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、1つの法務に関する調査研究を対象として評価を実施し、その結果を平成23年11月17日に「平成22年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表 10-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後）

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56697.html) の表 10-4-(4) 参照。
 2 評価対象政策名の上の [] 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

(6) 事業評価方式を用いて、「平成 23 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 4 事業等を対象として評価を実施中。

表 10-3-ク 事業評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
	[I-3-(1)]
1	法務に関する調査研究（諸外国における位置情報確認制度の研究）
2	法務に関する調査研究（飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究）
	[VII-14-(2)]
3	施設の整備（大阪法務局北出張所新営工事）
4	施設の整備（苫小牧法務総合庁舎整備事業）

- (注) 1 評価対象政策名の上の [] 内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。
 2 平成 24 年 8 月に公表予定。

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成23年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の促進 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000064944.pdf>)参照

